

連光寺六丁目農業公園の整備・活用・運営に関する方針【概要版】

第1章 本方針策定の趣旨

○趣旨

東京都は、連光寺・若葉台里山保全地域内の野生動植物保護地区の湿地に生息・生育する希少な動植物の水環境を保全することを目的として、令和2年度に1.4haの用地を追加指定した。

本方針は、追加指定した用地について、学識や専門家とともに行った活用方法や事業の可能性、担い手の可能性、試験事業のあり方などの検討を踏まえ、農業公園としての持続可能な経営スキームや管理・運営・市民サービスなどの方向性について定めるものである。

第2章 現状の把握（これまでの取組）

年月	内容
令和3年11月～令和4年2月	連光寺・若葉台里山保全地域農的活用検討会（全4回）
令和4年3月	連光寺・若葉台里山保全地域活用検討会検討報告書 （環境保全型農法で事業を行うこと決定）
令和4年5月～11月	公募市民を対象とした農体験試験事業 （農体験4回+ワークショップ3回）
令和4年5月～令和5年2月	連光寺六丁目農業公園づくり報告・検討会（全3回）
令和4年12月	農業公園市民サポーター制度 試験実施
令和5年3月	農業公園市民サポーター制度 正式開始
令和5年3月～12月	公募市民を対象とした農体験試験事業 （3期に分けて実施） 連光寺六丁目農業公園づくり検討会（全4回） （具体的な農的活用方法の決定）

第3章 農業公園の基本理念

- 環境保全型農法を実施し、学べる場所とします
- 里山の自然環境を持続的に保全するために、樹木や竹材を活用する場所とします
- 多摩の里山の環境を未来に伝える場所とします

【上記に基づく運営により、実現を期待する効果】

- SDGsやワンヘルスを学び・体験し・実践する場となること
- 新たな市民活動・コミュニティ形成の場となること
- 健幸まちづくり推進の場となること
- 多摩市の魅力や回遊性の向上のコンテンツとなること

第4章 農業公園の区域と活用方針

○農業公園として活用する区域

令和2年度に拡張された区域に対して、今回農業公園の範囲として指定をかける箇所は、緑色の区域とする。

竹林すべてを活用することは現在のままでは難しいため、斜線部については範囲として定めない。

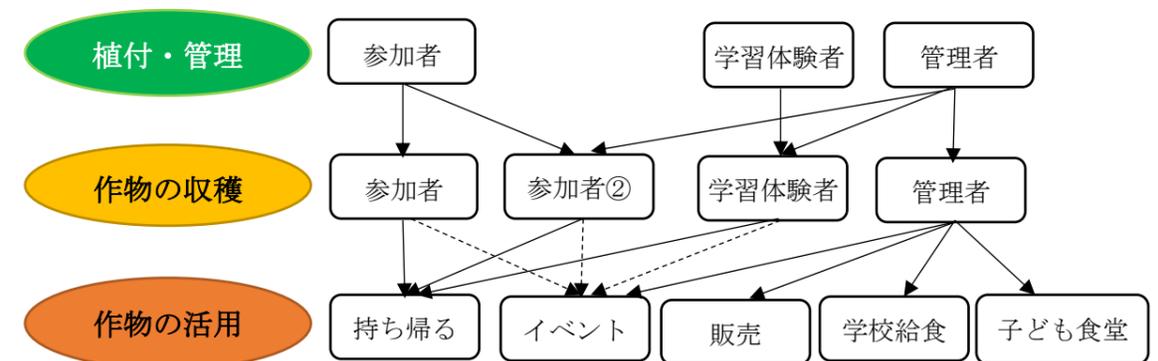


○用地の活用方針

- 第3章の基本理念や保全計画書に基づき、農地として活用・管理を行う。
- 農法については湿地への水環境へ影響を考え環境保全型農法で行うこととする。
- 農地としての活用を通して、様々なコミュニティが形成される場とし、市民の参画の充実をはかる。

○作物の活用方針

- 持続可能な農的活用のために、収穫した作物を有効活用する。
- 作物の植付から活用までの流れを下の図のとおり。
- 活用方法としては大きく2つに分けられる。1つ目は体験会参加者や学習体験者などが自ら植付けを行ったり、収穫したものを持ち帰るといった方法。2つ目は管理者が育成したものを、販売したり、学校給食、子ども食堂などに活用する方法。



○多様な主体の関わり方

多様な主体が関わることで新たなコミュニティの形成につながるとともに、各々がもつ知識、経験、スキル、興味を生かすことにより、サービスや価値の向上を図り、魅力的な農業公園づくりを目指す。



第5章 各ブロックの活用方針



ブロック	活用タイプ	テーマ	活用方法
1 段目	管理施設	農業公園の顔となるような場	駐車場や管理施設を設置して、利用者の利便性を高める
2 段目	2-1 畑	農を身近に感じられる場	各種体験会や見学会などを実施する
	2-2 広場	憩いの場	現状を生かした草原として、自然学習や休憩場所、体験会の集合場所や説明場所として活用する
3 段目	3-1 畑	農を通じて学ぶ場	幼稚園・保育園、小中学校等の学習及び体験の場として活用する
	3-2 畑	環境保全型農法の学びの場	市内農家やボランティアの試験区スペースとして活用する
	3-3 広場	憩いの場	現状を生かした草原として、自然学習や休憩場所、体験会の集合場所や説明場所として活用する
	3-4 果樹	季節の実りを感じながら収穫を楽しむ場	果樹を植え付けて季節の実りを感じる場として活用する
斜面地	果樹		
5 段目	畑	環境保全型農業のモデルとなるような場	持続的に農地を保全するモデルとなるよう、指定管理者により環境保全型農法を実践する場として活用する
6 段目	畑	農福連携ができる場	農地や果樹園として活用する
竹林	竹林	竹林を楽しめる場	竹林内の散策や竹の収穫、竹を活用した工作などを体験できる場として活用する

第6章 運営と整備に関する方針

運営・管理方法について、各種手法を比較検討した。運営・管理を行う上で必要となる農的な専門的な知識や技能、体験会などの市民サービスを円滑に進めることができるマネジメント、作物の販売を行える仕組みを考えた場合、指定管理者制度を導入することが本公園に適していると考えられる。

指定管理者制度の場合、自主事業で管理地の特徴に合わせた独自のサービスも展開できることから更なる魅力向上につながる。

○整備方針

- 第5章で示した各ブロックの管理・運営に必要な施設の整備を行う。
- 管理棟については下表の機能が管理していく上で最低限必要である。
- 管理棟の整備にあたっては、極力簡易なものとするとともに、環境配慮設備を検討する。
- 駐車場やスロープの設置にあたっては、雨水の浸透を妨げるものではなく、砕石や土系の舗装で行うことで雨水の浸透を図り、湿地への水環境に影響を及ぼさないように配慮する。

○管理棟の必要な機能

施設機能	詳細・備考
事務室	管理者の作業スペース
トイレ	男女及び誰でもトイレ
資材置き場	苗、種、堆肥や鎌や耕運機、レーキなどの資材置き場
庇	雨天時やイベント時に利用者が集うスペース
更衣室	利用者及び管理者の着替えスペース
救護室	利用者の体調不良が起きた場合の休憩所
販売所	無人販売所
給湯室	管理者用
シャワールーム	管理者用

第7章 今後のスケジュール

本開園までには、事業へ参画できそうな団体との組織づくりや市民参画の方法などについても継続して検討を進めていくとともに、東京都と協議しながら作物の販売や体験会の実施について調整を図る。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
運営面	試験期間			本開園
整備面	基本設計	実施設計	整備	
指定管理者制度を導入する場合の流れ	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度の必要事項洗い出し 導入可否の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度導入の決定 条例の改正又は制定 募集要項の項目作成 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者の選定 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理開始
サポーター等の市民参画	<ul style="list-style-type: none"> サポーターの募集、継続関与、団体化等 関わる主体の増加 			指定管理者との協働等